

社会福祉法人漆原清和会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人漆原清和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合、その他理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務に従事した場合は、別表1により報酬を支払うことが出来る。

2 交通費は上記報酬に含まれるものとする。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する者は、この規程は適用しない。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名称	報酬（税込み）
理事（理事会出席報酬）	10,000 円
監事（理事会出席報酬）	10,000 円
評議員（評議員会出席報酬）	10,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000 円
その他（監事会計監査等）	10,000 円